

社団法人 日本建築構造技術者協会

J S C A 賞表彰規則

1999年 3月25日制定

2001年10月23日改訂

2004年10月22日改訂

2008年 9月26日改訂

(目的)

第1条 建築がその時代的・社会的な役割を果たしていくためには、建築構造設計者がその職能を十分に発揮することが不可欠である。J S C A 賞は、建築構造の設計・監理等の分野で、優れた成果を発揮した建築構造設計者を、社団法人日本建築構造技術者協会が表彰することにより、その職能を顕在化させ、技術の発展と活動の活性化を図り、もって建築の質の向上に資することを目的とする。

(賞の対象)

第2条 賞の対象は、建築構造設計者の活動において、独自性をもち且つその波及効果が大きい(1)作品または(2)業績に貢献した人とし、下記の成果を対象とする。

(1) 作品

構造的な創意着想が注目され、構造技術と建築設計・設備計画等との整合により優れた建築を創出したもの。

(2) 業績

① 開発

新しい、または特殊な構造材料、構造システム、構造ディテール等を開発し、それによって独自の空間の創出を可能にし、芸術的、技術的または経済的にその効果の顕著なもの。

② 社会的貢献ほか

建築構造設計者の社会的活動を、より活性化するために多大の効果をもたらした貢献、または、構造に関連した活動で社会的、文化的功勞の顕著なもの。

(賞の名称)

第3条 賞の名称は、以下による。

(1) J S C A 賞

作品賞及び業績賞とする。

(2) J S C A 賞新人賞

対象は第2条に定める (1) 作品に限る。

(応募資格)

第4条 J S C A 賞の応募者は本会正会員とする。J S C A 賞の重賞は認めない。ただし、新人賞の受賞者が J S C A 賞に応募することは妨げない。

2 新人賞の応募者は、本会正会員または準会員とし、40歳未満の者とする。かつ、応募作品の設計全般に貢献した者とする。

3 上記の応募資格は、応募する年の4月1日現在の会員種別および年齢とする。

(応募の方法)

- 第5条 協会会長（以下「会長」という）は、毎年JSCA賞応募要項を定め、候補者を募集する。
- 2 応募は、自薦、他薦のいずれでも良い。

(JSCA賞委員会)

- 第6条 審査はJSCA賞委員会が行う。
- 2 委員長は、運営会議の承認を得て、会長が任命し、理事会に報告する。
  - 3 委員は、委員長が推薦し会長が任命する。
  - 4 委員会には、委員長の指名により副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 5 委員会は、委員長および副委員長を含め、8名以内で構成する。
  - 6 委員（委員長および副委員長を含む。次項も同じ）の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないが連続2期までとする。
  - 7 委員が任期中途中で交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(受賞者の決定)

- 第7条 受賞者については、JSCA賞委員会の推薦に基づき会長が決定する。

(表彰の方法)

- 第8条 受賞者には、前条の会長が表彰状及び副賞を授与する。
- 2 表彰は、原則として通常総会にて行う。

(規則の改廃)

- 第9条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

(細則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に決める。

付則1 この規則は、平成20年9月26日より実施する。

付則2 第6条6項に規定する委員の任期とは、通常総会の翌日から、2年後の通常総会の日までとする。

付則3 委員長の交替は、前任者の任期が終了する前に、運営会議で承認を得ておくものとする。